代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無[[1]](#footnote-1)

　地縁による団体の名称及び代表者の氏名

名称

代表者名

１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無

　（１）　有

　（２）　無

２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

　（１）　有

　　　　　　職務代行者

　　　　　　　住所

　　　　　　　氏名

　（２）　無

1. 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

参考：民事保全法

第24条　裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。 [↑](#footnote-ref-1)